

倉敷市立倉敷支援学校 いじめ問題対策基本方針 令和6年度

いじめに関する現状と課題

- ・スマホやインターネットを介して、相手を誹謗中傷する行為がみられる。
- ・ふざけ合いなどを含め、軽くぶつかったり、叩いたりすることで、相手に対してストレスを与えるような行為がみられる。
- ・故意ではないが、相手をじっと見たり、失敗を笑ったりすることで、相手に不安感や不快な思いを与えてしまう行為がみられる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であること」という、強い認識を全教職員がもつこと。
- ・いじめられている児童生徒の立場に立った、親身な指導を全教職員が行うこと。
- ・いじめは、家庭教育にも関わりがあることから、平素から家庭との連携を密にすること。
(重点となる取組)
- ・個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
- ・スマホやインターネットの正しい扱い方をインターネットリテラシーに沿って指導する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝える。
- ・家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。
- ・SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため、情報モラルに関して、保護者への啓発を促進する。
- ・必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力をを行う。

学校

いじめ対策委員会

〈役割〉
・いじめ対策の全体計画や対策マニュアル等を立案し、いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行う。
〈開催時期〉
・年2回開催する。(6月、11月)
・緊急時には、いじめ緊急対応会議を開く。
〈内容の教職員への伝達〉
・直後の職員会議で周知する。緊急時は職員朝礼で伝達する。
〈構成メンバー〉
　学校長、副校长、事務副参事、各部教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育チーフ、学年主任、養護教諭、該当学級担任

全教職員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉
・岡山県教育委員会
・倉敷市教育委員会
・各警察署、青少年育成センター
〈連携の内容〉
・保護者や児童生徒への指導方針や対応方法の相談
・情報交換や相談、連絡会議への参加
(学校側の窓口)
・学部教頭・生徒指導主任

〈連携機関名〉
・倉敷市総合療育相談センター
・児童相談所
・少年サポートセンター
・子ども相談センター
〈連携の内容〉
・保護者に対する専門相談や障害者支援センター等への橋渡し
(学校側の窓口)
・特別支援教育コーディネーター

学校が実施する取組

① いじめの防止	〈いじめ対策委員会の設置等〉 ・管理職(学校長・副校长・教頭)を中心とした組織的な対応ができるように、いじめ対策委員会を設置するなど、学校組織を整備する。 ・生徒指導分掌会では、学校全体での正確な情報収集、情報の整理・分析と適切な情報管理を行うとともに、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解を図る。 〈学校・家庭・地域の連携〉 ・管理職(学校長・副校长・教頭)を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。 〈学年・学級経営の充実〉 ・「自己肯定感」「共感の人間関係」のある学年・学級集団を形成していく。
② 早期発見	〈実態把握〉 ・朝の巡回や休み時間、更衣場所の様子に複数の教職員で目を配り、早期発見や教職員間の情報交換を心掛ける。 ・「学校生活についてのアンケート」を行い、いじめの早期発見を心掛ける。 〈情報共有〉 ・保護者が児童生徒の変化や、いじめを発見した際、学校への連絡方法(連絡帳等を利用)を周知する。 ・スクールカウンセラー等への相談申し込み方法を周知する。
③ いじめへの対処	〈いじめ情報の確認〉 ・本校の児童生徒が、いじめを受けているとの通知を受けたとき、素早く事実確認をする。 〈いじめの組織的対応〉 ・いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会の緊急対応会議を開催する。 〈児童生徒への早期対応〉 ・いじめられた児童生徒への支援および見守り、いじめた児童生徒への指導や保護者への対応を素早く行う。